

大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第28号

大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市ひとり親家庭等の家賃の助成に関する条例施行規則（昭和49年大和市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「及び制限額」を削り、同条第2項を削る。

第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第12条とし、第9条を第11条とし、第4条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

（所得の範囲及びその額の計算方法）

第4条 条例第4条に規定する所得の範囲は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

2 条例第4条に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第292条第1項第13号に掲げる合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）とする。

（制限額）

第5条 条例第4条に規定する制限額は、別表第2のとおりとする。

別表第2中「第3条」を「第5条」に改め、同表扶養親族等の数の項中「（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税による非課税以外の所得）」を削る。

別表第3中「第9条」を「第11条」に改め、同表第1号関係条文の欄中「第4条」を「第6条」に、「第6条」を「第8条」に、「第5条」を「第7条」に、「第7条」を「第9条」に、「第8条」を「第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項の規定は、令和2年以後の年の所得の額の計算について適用する。